



## 田村市子育て応援券取扱店募集

4月から、市は現在の「出生児誕生祝金」事業に代え、「子育て応援券」事業を開始します。この事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減や市内経済の活性化を目的に、出生児が誕生した世帯に出生時3万円、1歳の時3万円の応援券(商品券)を交付し、さらに第3子以降が誕生した世帯に対しては、2歳の時に10万円分の応援券を交付します。本事業を実施するにあたり、応援券の取扱店を募集します。詳しくは、2月1日の新聞折込、または保健福祉部社会福祉課および各行政局市民課窓口の取扱店募集チラシをご覧ください。

- 受付期間**  
2月13日(火)～2月28日(水)  
土日祝日を除き、午前9時から午後5時まで
- 受付場所**  
保健福祉部社会福祉課または市内各商工会
- 申込方法**  
募集チラシに記載の申込書を提出してください。
- その他**  
酒類やタバコなど、応援券利用を禁止する事項があります。

**子育て支援事業および臨時職員募集に関する問い合わせ・申し込み先**

- 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273
- 滝根行政局 市民課 ☎78-1203
- 大越行政局 市民課 ☎79-2113
- 都路行政局 市民課 ☎75-2112
- 常葉行政局 市民課 ☎77-2113

## 田村市子育て世代包括支援センターの愛称を募集します

4月から、保健福祉部内に子育て世代包括支援センターを開設します。子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・産後・子育てに関するさまざまな相談や切れ目のない支援を行う拠点となります。妊婦や子育て世代の方に気軽に立ち寄ってもらえるような、明るく、親しみやすく、覚えやすい愛称を募集します。皆さんからの応募をお待ちしています。

- 応募期間**  
2月1日(木)から2月28日(水)必着
- 応募資格**  
田村市民
- 応募規定**  
①応募は、1通につき1点とする  
何通でも応募できます  
②覚えやすく親しみやすいもの  
③田村市のイメージアップにつながるもの  
④他の名称や商標などに類似していないもの
- 選考方法**  
応募された作品の中から庁内選考を経たうえで決定します。
- 特典**  
採用された方に記念品を贈呈します。
- 結果発表**  
採用された方のお名前を公表します。

## 保育士・児童厚生員募集

- 勤務場所・採用予定人数**  
市内保育所・児童館…若干名
- 応募資格**  
・保育所  
保育士の資格を有する方  
・児童館  
保育士または教員(幼・小・中・高いずれか)の資格を有する方  
※資格にない方でも保育指導に興味のある方はご応募ください。
- 雇用期間**  
4月1日(日)～9月30日(日)
- 勤務時間**  
月曜日から土曜日のうち施設長が指定する日時  
週5日・1日7時間45分勤務予定  
※勤務日・時間などは相談に応じます。
- 賃金**  
・資格あり:日額7,700円(パート:時給990円)  
・資格なし:日額6,500円(パート:時給830円)  
※通勤距離2km以上は通勤手当あり
- 提出書類**  
・市指定の履歴書に6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの  
・資格証の写し
- 募集期限**  
随時受け付けています。  
※募集定員になり次第終了します。

## 児童扶養手当

- 受給できる方**  
次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方  
①父母が婚姻を解消した児童  
②父または母が死亡した児童  
③父または母が政令で定める障がいの状態にある児童  
④未婚の母が出生した児童 など
- 対象になる児童**  
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 手当が支給されない場合**  
①対象になる児童が父または母の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)に養育されている場合  
②手当を受けようとする方が、手当額以上の公的年金給付を受けることができる場合  
③手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない場合 など
- 手当を受けるための手続き**  
保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには、手当の振り込みを希望する通帳や印鑑、マイナンバーが確認できる書類などが必要です。詳細はお問い合わせください。
- 手当の額**  
《児童が1人の場合》  
全部支給…月額42,290円  
一部支給…月額9,980円～42,280円  
《児童が2人以上の場合》  
①2人目の加算額  
全部支給…月額9,990円  
一部支給…月額5,000円～9,980円  
②3人目以降の加算額(1人につき)  
全部支給…月額5,990円  
一部支給…月額3,000円～5,980円
- 支給時期**  
認定された場合、請求した月の翌月分から支給します。年3回(4月・8月・12月)、4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。
- 所得制限限度額**  
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が次の限度額以上である場合は、その年度の手当の全部または一部が支給停止されます。

単位:円

| 扶養親族等の数 | 受給資格者     |           | 扶養義務者等※   |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 全部支給      | 一部支給      |           |
| 0人      | 190,000   | 1,920,000 | 2,360,000 |
| 1人      | 570,000   | 2,300,000 | 2,740,000 |
| 2人      | 950,000   | 2,680,000 | 3,120,000 |
| 3人      | 1,330,000 | 3,060,000 | 3,500,000 |
| 4人      | 1,710,000 | 3,440,000 | 3,880,000 |
| 5人      | 2,090,000 | 3,820,000 | 4,260,000 |

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している方に支給される手当です。

- 受給できる方**  
身体または精神に中度または重度の障がいがある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- 対象になる児童**  
身体または精神に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童
- 手当が支給されない場合**  
①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない場合  
②児童が障がい児入所施設などの施設に入所している場合  
③児童が障がいを理由に公的年金を受けることができる場合
- 手当を受けるための手続き**  
保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きができます。手続きには、診断書や手当の振り込みを希望する通帳、印鑑、マイナンバーが確認できる書類などが必要です。詳細はお問い合わせください。
- 手当の額(児童1人につき)**  
①1級に該当する児童…月額51,450円  
②2級に該当する児童…月額34,270円
- 支給時期**  
認定された場合、請求した月の翌月分から支給します。年3回(4月・8月・11月)、4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。
- 所得制限限度額**  
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が次の限度額以上である場合は、その年度の手当の支給が停止されます。

単位:円

| 扶養親族等の数 | 受給資格者     | 扶養義務者等※   |
|---------|-----------|-----------|
| 0人      | 4,596,000 | 6,287,000 |
| 1人      | 4,976,000 | 6,536,000 |
| 2人      | 5,356,000 | 6,749,000 |
| 3人      | 5,736,000 | 6,962,000 |
| 4人      | 6,116,000 | 7,175,000 |
| 5人      | 6,496,000 | 7,388,000 |

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

